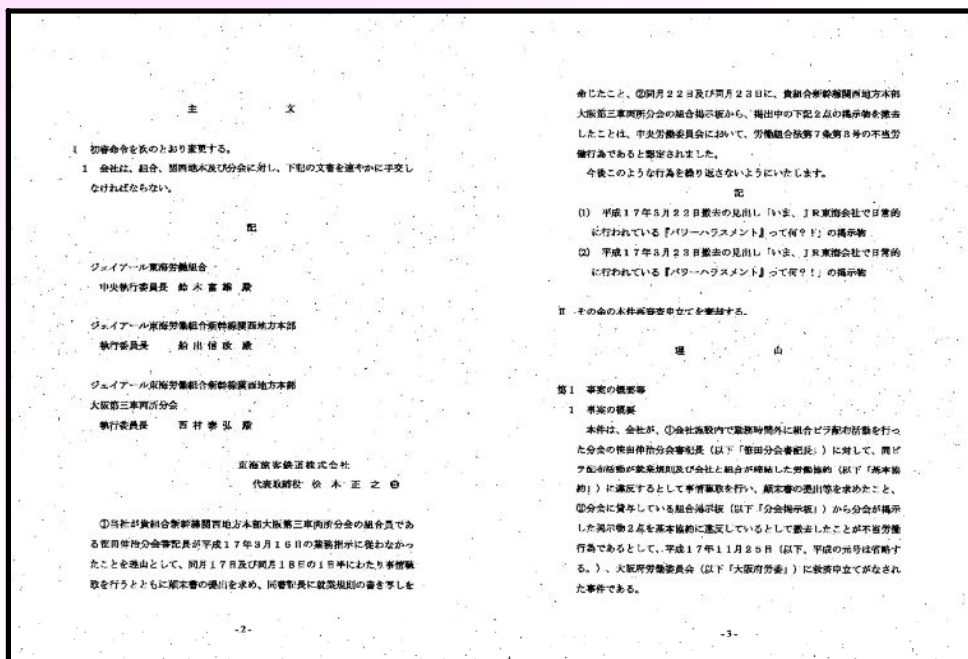


最高裁決定に続き 中労委でも不当労働行為認定！

- ① 詰所での組合ビラ配布活動に対して、
事情聴取、顛末書提出、就業規則書き写し
を命じたことは不当労働行為！
- ② 2点の掲示物を撤去したことは不当労働行為！

12月4日、中央労働委員会は、会社が大阪府労働委員会命令（不当労働行為救済命令）を不服として再審査申立していた事件に対して、会社の不当労働行為をあらためて認定し速やかに組合に対して謝罪文を手交しなければならぬという命令書（11月26日付）を交付しました。

繰り返される会社の不法行為が、またまた断罪されました。会社は直ちに謝罪し、命令にあるとおり謝罪文を手交すると共に、二度と不当労働行為を行わないことを社会的に明らかにし責任を果たすこと。



「今後このような行為を繰り返さないよう致します」
中労委が謝罪文の手交を命じる！